

## 議案第10号

### 鳥取県条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

（鳥取県条例の一部改正）

第1条 鳥取県条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
目次	目次	目次	目次	目次	目次
第1章 略					
第2章 普通税					
第1節 県民税					
第1款～第6款 略					
第7款 豊かな森づくり協働税 (第53条の18—第53条の21)	第7款 豊かな森づくり協働税 (第53条の18—第53条の21)	第7款 豊かな森づくり協働税 (第53条の18—第53条の21)	第7款 森林環境保全税 (第53条の18—第53条の21)	第7款 森林環境保全税 (第53条の18—第53条の21)	第7款 森林環境保全税 (第53条の18—第53条の21)
第2節～第10節 略					
第3章・第4章 略					
附則	附則	附則	附則	附則	附則
(寄附金税額控除)	(寄附金税額控除)	(寄附金税額控除)	(寄附金税額控除)	(寄附金税額控除)	(寄附金税額控除)
第24条の4 略					
2・3 略					
4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に					

掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
略		
特定非営利活動法人ハーマモニイカレッジ	八頭郡八頭町才代299	令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
略		

5 略

掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
略		
特定非営利活動法人ハーマモニイカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から令和4年12月31日まで
略		

5 略

#### 第7款 森林環境保全税

（森林環境保全税の趣旨）

第53条の18 すべての県民が享受している水源かん養、県土の保全等の森林の持つ公益的な機能を持続的に発揮させる必要があることにかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策

に要する費用に充てるため、県民税の均等割の税率の特例として森林環境保全税を課する。

2 森林環境保全税は、次条の規定により個人の均等割の税率に  
加算し、及び第53条の20の規定により法人の均等割の税率に加  
算して賦課徴収する。

(個人の均等割の税率の特例)

第53条の19 平成20年度から令和4年度までの各年度分の個人の  
均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条本文又は同  
条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。

(法人の均等割の税率の特例)

第53条の20 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に  
開始する各事業年度又は法第52条第2項第3号の期間に係る法  
人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の  
法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定め  
る額に次の表の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

法人の区分	加算額
-------	-----

(1) 第41条の表の(1)の項に掲げる法人	1,000円
(2) 第41条の表の(2)の項に掲げる法人	2,500円
(3) 第41条の表の(3)の項に掲げる法人	6,500円
(4) 第41条の表の(4)の項に掲げる法人	27,000円
(5) 第41条の表の(5)の項に掲げる法人	40,000円

(森林環境保全税の用途)

第53条の21 知事は、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を用いて、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある森林及び県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林を保全し、又は整備するための事業
- (2) 森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための事業

第7款 豊かな森づくり協働税

(豊かな森づくり協働税の趣旨)

第53条の18 水源かん養、県土の保全、二酸化炭素の吸収等全  
ての県民が享受している森林の持つ公益的な機能の重要性に鑑  
み、県民の参画と協働の下に、森林の持つ公益的機能の持続的  
な発揮に資する県民による森づくりのための施策及び鳥取県の  
豊かな森林を次代に引き継ぐための施策に要する費用に充てる  
ため、県民税の均等割の税率の特例として豊かな森づくり協働  
税を課する。

2 豊かな森づくり協働税は、次条の規定により個人の均等割の  
税率に加算し、及び第53条の20の規定により法人の均等割の税  
率に加算して賦課徴収する。

(個人の均等割の税率の特例)

第53条の19 令和5年度から令和9年度までの各年度分の個人の  
均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条本文又は同  
条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。

(法人の均等割の税率の特例)

第53条の20 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度又は法第52条第2項第3号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

法人の区分	加算額
(1) 第41条の表の(1)の項に掲げる法人	1,000円
(2) 第41条の表の(2)の項に掲げる法人	2,500円
(3) 第41条の表の(3)の項に掲げる法人	6,500円
(4) 第41条の表の(4)の項に掲げる法人	27,000円
(5) 第41条の表の(5)の項に掲げる法人	40,000円

(豊かな森づくり協働税の使途)

第53条の21 知事は、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を用いて、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 県民の参画と協働による森づくりを推進するための事業
- (2) 鳥取県の豊かな森林を次代に引き継ぐための事業

(産業廃棄物処分場税の適用期間)

第232条 産業廃棄物処分場税は、令和10年3月31日までに終わる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。

(産業廃棄物処分場税の適用期間)

第232条 産業廃棄物処分場税は、令和5年3月31日までに終わる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第2条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
名称	名称
調査審議する事項	調査審議する事項

略	略
鳥取県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項に規定する事項
鳥取県森林病害虫等（松くい虫）防除連絡協議会	鳥取県森林環境保全税 鳥取県森林病害虫等（松くい虫）防除連絡協議会
鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会	鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第53条の21に規定する豊かな森づくり協働税の用途に関する事項
略	略
略	略
鳥取県森林病害虫等（松くい虫）防除連絡協議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項に規定する事項
鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会	鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第53条の21に規定する豊かな森づくり協働税の用途に関する事項
略	略

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県税条例目次の改正規定及び第2章第1節第7款の改正規定並びに第2条の規定は令和5年4月1日から、第1条中鳥取県税条例第232条の改正規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県税条例第24条の4第4項に規定する特定非営利活動法人ハーモニカレッジに対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 令和4年度までの各年度分の個人の均等割の税率の特例及び令和5年3月31日までに開始する各事業年度（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号に掲げる法人にあっては、令和5年3月31日までの期間）に係る法人の均等割の税率の特例については、なお従前の例による。